

筑紫野市商工会の会員事業所 さま

筑紫野市長 藤田 陽三
(健康福祉部生活福祉課)

筑紫野市役所から独自の追加支援による 生活支援商品券配布事業についてのお知らせ

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、市政の発展にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関する筑紫野市独自の追加支援策として、低所得者の生活を支援し、地域内の消費喚起を図るため、市内で使用できる商品券を配布する「生活支援商品券配布事業」を実施することとなりました。

本事業では、対象となる市民への早急な配布を行うため、筑紫野市商工会さまのご協力を得て地域活性化商品券を配布させていただきます。

筑紫野市が配布する地域活性化商品券は、商工会が販売する従来からの地域活性化商品券と区別するため商品券のサイズを変えております。お取り扱いのほどよろしくお願いいたします。

この件に関する問い合わせ先
筑紫野市生活福祉課地域福祉担当
担当者：小山
TEL：092-923-1111 内線 430、431
FAX：092-923-1734
Mail：fukushi@city.chikushino.fukuoka.jp

生活支援商品券（＝地域活性化商品券）の内容

1. 生活支援商品券の配布方法
郵送にて送付予定。
2. 対象者
10,000人（見込）
3. 金額
5,000円分の生活支援商品券
商品券内訳：一般券500円×5枚…大型店利用不可
共通券500円×5枚…大型店を含む取扱店で使用可能
4. 使用期間
令和2年9月26日（土）～令和3年2月28日（日）
※使用期間終了後の商品券の使用はできません。
5. 換金期間
令和2年10月5日（月）～令和3年3月10日（水）の
月・火・水曜日、時間は9～12時、13～16時
（祝日、年末年始休を除く）
6. 換金方法
商工会窓口で受付・換金します。（金融機関では換金できません）
※小切手のみの支払いとします。
※換金は期日・期間の厳守をお願いします。

7. みなさまへのお願い

本事業により市が配布する地域活性化商品券は、市が費用を負担するため、商工会が販売する従来からの地域活性化商品券と区別して利用枚数を把握する必要があります。事業者さまにはお手数をおかけいたしますが、従来からの地域活性化商品券とサイズ等を変えておりますので、窓口での取扱などよろしくお願いいたします。



この件に関する問い合わせ先
筑紫野市生活福祉課地域福祉担当
担当者：小山
TEL：092-923-1111 内線430、431
FAX：092-923-1734
Mail：fukushi@city.chikushino.fukuoka.jp